

# 第4次十日町市障がい者計画 第7期十日町市障がい福祉計画 第3期十日町市障がい児福祉計画

《障がい者計画の計画期間：令和6年度～令和11年度》

《障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間：令和6年度～令和8年度》



地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまち

～障がい者の社会参加による共生社会の実現にむけて～

令和6年3月

十日町市

# 1 基本理念と施策の体系

近年、障がい福祉では支援ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

このようなニーズに対応するとともに、当計画の基本理念「地域で支え合い みんなが安心して心豊かに暮らせるまち～障がい者の社会参加による共生社会の実現にむけて～」を実現するため、以下の7つの基本目標と施策体系を設定し、障がい福祉施策の充実に取り組みます。

## ■基本理念と施策体系

### 基本理念

地域で支え合い みんなが安心して心豊かに暮らせるまち  
障がい者の社会参加による共生社会の実現にむけて

### 施策体系

#### 基本目標1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 障がい者への相談支援体制の強化★
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 障がい者（児）福祉サービスの充実と質の確保★
- (4) サービスを支える専門職やボランティアの育成・確保

#### 基本目標2 保健・医療の推進

- (1) 疾病の早期発見と治療、適切な療育の推進
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進◆
- (3) 難病などの障がいのある人への支援の充実

#### 基本目標3 安全・安心な生活環境の整備

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- (2) 安全な交通の確保
- (3) 防災、除雪対策の推進★
- (4) 防犯対策と消費者トラブル対策の推進

#### 基本目標4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 差別の解消と障がいに対する理解の促進
- (2) 障がい者への虐待防止と権利擁護の推進
- (3) 行政等における合理的配慮の充実

#### 基本目標5 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) コミュニケーション支援の充実

#### 基本目標6 教育および文化活動等の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 福祉教育等の推進
- (3) 文化芸術、スポーツ活動の推進

#### 基本目標7 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 障がい者への就労支援
- (2) 各種助成制度の周知・活用
- (3) 障がい者雇用の促進

※★：重点施策、◆：新規施策

## 2 障がい者計画

基本目標  
1

### 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

#### (1) 障がい者への相談支援体制の強化

★重点施策

事業	事業内容
① 相談窓口の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」を中心に、各施設や関係機関との連携を密にして相談支援体制の充実を図ります。また、民生委員・児童委員等、地域における身近な相談者に対し、相談窓口の周知や情報提供に努めます。
② ライフステージに応じた切れ目ない相談支援体制の強化	児童期からの発達段階に応じた相談体制など、ライフステージにあわせた切れ目ない相談支援体制を強化します。また、高齢障がい者の個々の状態に応じて介護保険サービスへの移行を支援します。
③ 計画相談・ケアマネジメント等の充実	地域における日常生活や社会参加を支援するためのサービスの情報提供や利用の助言を行う地域生活支援事業、相談支援事業を継続して実施します。また、地域生活を支援するため個々の状況を把握し、それぞれに応じたサービス等利用計画作成やサービスの調整、モニタリングの見直しなどを行う計画相談支援を実施します。
④ 障がい者基幹相談支援センターの機能強化	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務等を行う「障がい者基幹相談支援センター」の機能について計画的・段階的に強化を図ります。

#### (2) 意思決定支援の推進

事業	事業内容
① 意思決定支援の充実	相談支援専門員等に対し、研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ることにより、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援を推進します。
② 成年後見制度等の理解及び利用促進	障がい者の権利擁護や成年後見制度等に関する理解促進を図るとともに、知的障がいやその他の精神上的障がいのある人が成年後見制度を円滑に利用することで、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
③ 成年後見制度中核機関の機能強化	十日町市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能(広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援)を計画的・段階的に整備していきます。



### (3) 障がい者（児）福祉サービスの充実と質の確保

★重点施策

事業	事業内容
① 障がい福祉サービス等の充実	「十日町市障がい福祉計画」に基づき、障がい者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うとともに、サービスの充実を図ります。
② 障がい児サービス等の充実	「十日町市障がい児福祉計画」に基づき、障がい児の特性に応じたサービスの充実に図ります。
③ リハビリテーション体制の充実	日常生活の自立支援のための訓練を行うとともに、地域におけるリハビリテーション提供体制の充実に努めます。
④ 介護保険サービスとの連携	高齢障がい者の個々の状態に応じた介護保険サービスの利用等、地域資源を横断的に利用できる体制の充実を図ります。
⑤ 地域移行・地域定着の推進	地域生活支援拠点等を整備し、緊急時の受け入れ対応ができる体制を確保するとともに、体験の機会・場の提供を行い、入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行が図られるよう、地域で障がい者を支える体制の充実を図ります。
⑥ 福祉サービスの適正利用	事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、十日町市地域自立支援協議会等を活用し客観的に評価するとともに、給付の適正化を図ります。

### (4) サービスを支える専門職やボランティアの育成・確保

事業	事業内容
① 福祉に携わる職員の資質の向上	行政や施設の職員に対して、障がいについての正しい知識と理解の啓発を行うとともに、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
② 相談支援専門員の確保・育成	サービス等利用計画の作成が円滑に行われるようサービス提供事業者とも連携し、相談支援専門員の確保・育成を図ります。
③ 障がい者関係団体等への支援	障がい者の社会参加を進めるため、障がい者関係団体等の活動が円滑に進むよう協力します。
④ ピアサポート活動の推進	障がい者など同じ立場にある人がサポートし合うピアサポート活動を推進します。
⑤ ボランティア活動への参加促進	誰にでも気軽に参加できるボランティア活動の広報や初心者向けのボランティア体験の場を提供し、ボランティア活動への理解を深めます。



### (1) 疾病の早期発見と治療、適切な療育の推進

事業	事業内容
① 疾病の予防と啓発	将来的に疾病や障がいにつながらないよう健康教育を実施し、市民の疾病に対する知識向上を図るとともに健康相談や健康診査、訪問歯科検診などの様々な機会を通じて疾病の予防についての意識啓発を行います。
② 児童の疾病等の早期発見と早期治療・療育の充実	乳幼児健診や保育園、学校等との連携により、疾病や発達障がい等の早期発見・受診勧奨を行い、専門家による診察・指導につなげます。また、各種機関と連携し、児童一人ひとりに応じた早期療養・早期対応を行います。
③ 医療費の助成	各種医療費助成に関する情報の提供を図り、障がいの原因となる疾病の治療及び経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進

◆新規施策

事業	事業内容
① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進	精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進します。
② 心の健康に関する相談支援体制の充実	心の健康についての専門家による「こころの健康相談」を定期的で開催するほか、保健所の相談員や市の保健師が随時相談を受け、適切な支援を行います。また、地域の医療機関や相談支援事業者との連携を図ります。
③ 社会的ひきこもり等への支援	思春期・青年期における不登校や社会的ひきこもりへの取り組みとして、相談支援ネットワーク会議の開催や各関係団体との連携により当事者や家族への支援を行います。
④ 医療連携体制の構築	心の不調を抱える人が地域において適切な相談や医療が受けられるよう、本人や家族に周知するとともに医療機関と連携し、適切な治療や支援につなげます。
⑤ メンタルヘルスに関する周知・啓発	関係機関と連携し、心の健康についての講演会や健康相談等を実施します。
⑥ 精神障がい者の地域移行・地域定着の促進	精神障がい者に対し、生活訓練事業などを活用した自立への支援を行うとともに、地域での受け入れのための居住施設、就職先などの環境づくりに努めます。



### (3) 難病などの障がいのある人への支援の充実

事業	事業内容
① 難病等に関する相談支援体制の充実	難病患者一人ひとりの状態に合わせた支援が受けられるよう、関係機関と連携し適切な相談支援を行います。
② 高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの実態を把握し、一人ひとりの状態に合わせた支援が受けられるよう、関係機関と連携し適切な相談支援を行います。
③ 小児慢性特定疾病患者に対する支援	児童一人ひとりの状態に合わせた支援が受けられるよう、関係機関と連携し適切な支援を行います。

#### 基本目標 3

## 安全・安心な生活環境の整備

### (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

事業	事業内容
① 公共施設のバリアフリー化	引き続き、公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、多目的トイレ(オストメイト対応等)の設置等、市施設の改善や整備を行い、障がいのある人等にやさしいまちづくりを進めます。
② 公共施設等のバリアフリー情報の提供	市内にある多目的トイレ等の情報をまとめてホームページ等に掲載し、障がい者が外出しやすい環境を整えます。
③ 民間建築物のバリアフリー化の推進	安全・安心なまちづくりを目指した、民間建築物や住宅のバリアフリー化を推進します。
④ ユニバーサルデザインの導入と普及	障がいのあるなしに関わらず利用できるユニバーサルデザインの考え方について広報活動を行い、利用促進に努めます。
⑤ 地域で支え合う仕組みづくり	障がいのあるなしに関わらず共に支え合うまちづくりを進め「心のバリアフリー」の意識啓発を進めます。

### (2) 安全な交通の確保

事業	事業内容
① 移動支援サービスの充実	地域や関係機関と連携を図りながら、通所通院にかかる交通手段の確保に向けた検討を行います。また、各種サービスや助成制度等を通じて、屋外で移動が困難な障がい者の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
② 安全で快適な道づくり	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを推進します。また、おもいやり駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発を行います。
③ 交通安全の意識づくり	障がい者に対し、学校教育や福祉サービスの中で交通安全に関心を持ってもらえるよう、交通安全教育や啓発活動を行います。

### (3) 防災、除雪対策の推進

★重点施策

事業	事業内容
① 市民の避難誘導體制の整備	障がい者やその家族の非常時における安否確認体制や連絡通報体制を整備し、福祉避難所の円滑な運営に努めます。
② 緊急時における通信・通報手段の整備	知的障がいや視覚、聴覚に障がいのある人など、障がい者の特性に応じた通信・通報方法の充実に努めます。
③ 地域ぐるみの防災体制の整備	地域の自主防災組織を中心に、障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。
④ 事業所における防災体制の整備と感染症対策の取り組み	事業所に対し、障がい者の利用に配慮した改修や防災訓練の実施を働きかけ、災害発生時の連絡通報体制、避難誘導體制の確立を図るとともに防災・防火意識の高揚に努めます。また、感染症対策を含めた「業務継続計画(BCP)」に基づき、安定的・継続的に障がい福祉サービス等が提供されるよう、管内の事業者に対して適切な援助を行います。
⑤ 除雪体制の支援	冬季間の避難経路確保等のため、障がい者世帯に対する支援を行います。

### (4) 防犯対策と消費者トラブル対策の推進

事業	事業内容
① 防犯組織の強化	自治会、町内会との連携により自主防犯組織の結成・育成を支援し、警察等とも連携して見守り体制の強化を図るとともに、防犯情報の提供に努めます。
② 消費者被害の防止	振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、広報活動・啓発活動を強化するとともに悪質な商取引に巻き込まれないよう、正しい情報の提供に努めます。

基本目標  
4

## 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

### (1) 差別の解消と障がいに対する理解の促進

事業	事業内容
① 障がい者差別を解消するための取り組み	障がい者への差別解消の啓発を図るとともに、不当な差別を受けた障がい者が適切な対応を受けられるよう、相談・対策・再発防止を行う体制の充実に努めます。
② 合理的配慮の提供等に関する啓発	地域における合理的配慮の提供を促進するため、市民や事業主等に対し、具体的事例を紹介する等、情報提供及び啓発を行います。
③ 障がいや障がい者についての理解の促進・啓発	市報等や各種メディアを活用した広報活動、市民講演会、福祉団体等の各種行事を活用し、障がいについて情報発信を行い、正しい理解の促進・啓発広報活動を推進します。

## (2) 障がい者への虐待防止と権利擁護の推進

事業	事業内容
① 虐待等への的確な対応のための体制整備	障がい者への虐待防止の啓発を図るとともに、虐待の早期発見のためチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体と連携強化による速やかな連絡・連携体制と再発防止対策を講じます。
② 成年後見制度等の理解及び利用促進(再掲)	障がい者の権利擁護や成年後見制度等に関する理解促進を図るとともに、知的障がいその他の精神上的の障がいのある人が成年後見制度を円滑に利用することで、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
③ 成年後見制度中核機関の機能強化(再掲)	十日町市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能(広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援)を計画的・段階的に整備していきます。

## (3) 行政等における合理的配慮の充実

事業	事業内容
① 窓口等における障がい者への配慮	窓口等における合理的配慮の提供を充実させるため、職員教育を行うとともに、障がい者への配慮の徹底を図ります。

基本目標  
5

## 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援

### (1) 情報アクセシビリティの向上

事業	事業内容
① 行政情報の適切な発信	障がい者が、市ホームページ等における情報や機能を支障なく使用できるよう、情報アクセシビリティに配慮した方法による広報活動を行います。
② 音声データによる広報	「市報とおかまち」等を音声データ化し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。

### (2) コミュニケーション支援の充実

事業	事業内容
① 意思疎通支援者の派遣	聴覚や発語に障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを支援するため、手話通訳・要約筆記等の意思疎通支援者の派遣を行います。
② 手話奉仕員の養成	聴覚障がい者団体等と連携し、日常会話程度の手話技能を有した手話奉仕員の養成を行います。
③ 窓口等における障がい者への配慮(再掲)	窓口等における合理的配慮の提供を充実させるため、職員教育を行うとともに、障がい者への配慮の徹底を図ります。

### (1) インクルーシブ教育システムの推進

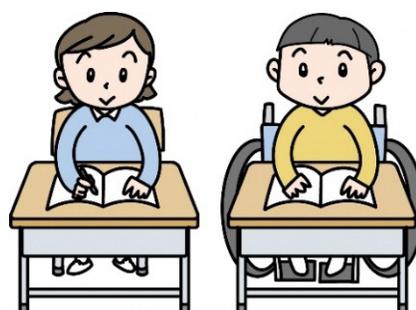
事業	事業内容
① 特別支援教育の充実	児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもとで適切な教育を行うことで能力や可能性を最大限に伸ばして、自立する人間の育成に努めます。また、教育支援員や加配保育士等、必要な人員の確保に努めます。
② インクルーシブな教育の環境の充実	障がいのある子とない子が共に学び合うインクルーシブ教育の考え方に沿った交流の場や共に学ぶ場の充実に努めます。
③ 学校教職員、保育士等への研修	障がい児の特性についての研修等を実施し、教職員や保育士等の見識と指導力の向上を図ることで適切な指導の充実に努めます。
④ 療育・教育に係る相談体制の充実	児童の療育や教育上の課題について、児童、保護者及び教育関係者の相談に基づき、必要な支援体制や進路に対して助言や支援を行います。

### (2) 福祉教育等の推進

事業	事業内容
① 人権教育や障がい理解のための学習機会の充実	関係団体と連携したイベントや、まちづくり出前講座などを通じ、人権教育や障がいに対する理解を深める機会の充実に努めます。
② 公共サービスに携わっている者への啓発	市職員等、公共サービスに従事する者に対して啓発や研修を行い、障がいについての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

### (3) 文化芸術、スポーツ活動の推進

事業	事業内容
① 文化芸術・スポーツ活動への支援	文化芸術、スポーツ活動の指導者やボランティアを養成するとともに、障がい者が文化・スポーツ活動に参加しやすいよう支援します。
② 体育施設等のバリアフリー化	文化・スポーツ活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。



## 雇用・就業、経済的自立の支援

### (1) 障がい者への就労支援

事業	事業内容
① 社会的及び経済的自立の促進	障がい者が地域で自立した生活を営むため就労継続支援事業所等と連携し、就労への意識の促進を図ります。
② 求人・求職者情報の提供	公共職業安定所(ハローワーク)、就業・生活支援センター等との連携を図り、適切な求人・求職者情報が提供できる環境づくりを促進します。
③ 職業リハビリテーションの提供	公共職業安定所(ハローワーク)、就業・生活支援センター等において、障がいの状況に応じた職業リハビリテーションを提供します。

### (2) 各種助成制度の周知・活用

事業	事業内容
① 各種助成制度の周知	市窓口やホームページ、市報等で各種助成制度の周知を図り、必要な方への利用を促進します。
② 各種年金支給の周知	市窓口やホームページ、市報等で障がい者に対する障害年金等の周知を図り、制度への理解・普及に取り組みます。

### (3) 障がい者雇用の促進

事業	事業内容
① 市役所における障がい者雇用の推進	十日町市障がい者活躍推進計画に基づき、市役所における障がい者雇用の推進することで、障がい者の活躍の場の拡大に努めます。
② 雇用環境の整備促進	障がい者雇用対策を引き続き推進します。 また、公共職業安定所(ハローワーク)、就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用についての理解の促進を図ります。なお、雇用障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう情報提供や相談・指導に努めます。
③ 公共職業安定所(ハローワーク)等との連携と就労相談	障がい者雇用が促進されるようハローワーク、商工会議所等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、就労への支援と総合的な相談支援体制の確立に努めます。
④ 障がい者の雇用促進のための各種助成制度の周知	公共職業安定所(ハローワーク)、就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用促進のための各種助成制度の周知を図ります。



## 3 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、成果目標・活動指標の設定や、各サービスの提供体制の確保の方策について定めます。

### 成果目標等

国の基本指針等に基づき、令和8年度末における成果目標について直近の状況等を踏まえて、次のとおり設定します。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標	目標値（令和8年度）
施設入所者数	55人
地域生活への移行者数	4人
施設入所者の削減数	3人

#### (2) 地域生活支援の充実

成果目標	目標値（令和8年度）
地域生活支援拠点等の整備	1か所
コーディネーターの配置人数	2人
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回
強度行動障がい有者の方への支援体制	有

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	目標値（令和8年度）
福祉施設から一般就労への移行者数	10人
就労移行支援事業による一般就労への移行者数	2人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1か所
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	7人
就労定着支援事業利用者数	1人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	1か所



#### (4) 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標	目標値（令和8年度）
児童発達支援センターの設置	0か所※
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	有
目標年度末時点での保育所等訪問支援の提供体制の確保	0か所※
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	0か所※
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所等の設置数	0か所※
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有
医療的ケア児等に対する関連分野を調整するコーディネーター	有

※十日町市発達支援センターが求められる役割を担っており、今後も継続します。

#### (5) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標	目標値（令和8年度）
基幹相談支援センターの設置	1か所
地域の相談支援体制の強化を図る体制	有
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施

#### (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

成果目標	目標値（令和8年度）
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制	有

### 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス

訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅支援・施設系サービス、相談支援サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援等について、令和6年度から令和8年度までのサービスの見込みを定め、サービス提供体制の確保を図ります。